

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考	
公民館総合 補償制度	(社)全国公民館連合会 (損害保険ジャパン日本興亜)	5/1	賠償	①公民館の施設・設備の 所有・使用・管理の瑕疵に よる事故 ②公民館業務遂行中の過 失による事故	対人および対物 1事故 5,000万円～5億円	①(重複) ②(重複)	この制度は、賠償 を除いて加入でき るため、本会保険 とは重複しませ ん。	
			行事傷害 (補償)	①公民館が主催する行事 に参加中または往復途上 の者の傷害、あるいは公 民館利用者の公民館建物 での傷害 ②公民館で管理(登録)し ているボランティアが公民 館の要請により無償のボ ランティア活動中に被った 傷害	死亡・後遺障害 1名 500万円～1,000万円 入院給付 1日 2,600円～6,500円 通院給付 1日 1,200円～3,000円	(一部重複)		この制度は、単な る施設利用者も 対象です。 本会保険は、町 村の主催行事に 参加者が対象で す。
			職員災害 (補償)	公民館職員が公民館業務 (通勤途上を含む)に従事 中に被った傷害	死亡・後遺障害 1名 300万円～1,000万円 入院給付 1日 2,400円～6,800円 通院給付 1日 1,200円～3,400円	(重複しない)		
スポーツファ シリティーズ 保険制度	(公財)日本体育施設協会 (東京海上日動火災保険)	6/1	賠償	①体育施設・設備の不備 および管理上の瑕疵によ る事故 ②体育施設側の指導上の 過失による事故	対人 1名 3,000万円～5億円 1事故 1.5億円～10億円 対物 1事故 1億円～5億円	①(重複) ②(重複)		
			傷害 (補償)	体育施設内でアマチュア スポーツの練習、競技、指 導中に利用者が被った傷 害	死亡・後遺障害 1名 120万円～200万円 入院給付 2500万円	(一部重複)		この制度は、単な る施設利用者も 対象です。 本会保険は、町 村の主催行事に 参加者が対象で す。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
ボランティア 行事用保険	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	社会福祉協議会およびボ ランティア団体・グルー プが行うボランティア活動 中に第三者の身体または財 物に損害を与えた場合の ボランティア主催者および 共催者の賠償責任	対人 1事故 2億円 対物 1事故 1,000万円	(重複しない)	この制度は、ボラ ンティア団体が負 う賠償責任が対 象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
			傷害 (補償)	社会福祉協議会およびボ ランティア団体・グルー プが行うボランティア参加 中、または活動開催地へ の往復途上にボランティア 者自身が被った傷害	死亡・後遺障害 1名 400万円 入院給付 1日 3,500円 通院給付 1日 2,200円	(一部重複)	この制度は、加入 した行事が対象 です。 本会保険は、町 村の住民によって 構成された団体 が町村の事前の 承認を得て行う社 会奉仕活動が対 象
ボランティア 活動保険	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	ボランティア活動中に第三 者の身体または財物に損 害を与えた場合のボラン ティア個人、監督義務者、 NPO法人の賠償責任	対人・対物共通 5億円	(重複しない)	この制度は、ボラ ンティア団体が負 う賠償責任が対 象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
			傷害 (補償)	ボランティア活動中、また は活動開催地への往復途 上にボランティア自身が 被った傷害	死亡・後遺障害 1名 1,040万円 ~1,400万円 入院給付 1日 6,500円~10,000円 通院給付 1日 4,000円~ 6,000円	(一部重複)	この制度は、加入 した団体の活動 が対象です。 本会保険は、町 村の住民によって 構成された団体 が町村の事前の 承認を得て行う社 会奉仕活動が対 象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
福祉サービス 総合補償	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	①在宅福祉サービス(家 事援助・介護援助等)、地 域福祉サービス(配食・給 食等)、居宅サービス事 業、居宅介護支援事業に より第三者の身体または 財物に与えた場合または 人格権を侵害した場合の 賠償責任 ②第三者の現金を保管中 の盗難による損害 ③居宅介護支援事業に起 因して生じた身体・財物事 故を伴わない経済的損失	対人対物・人格権共通(事業者) 1事故 2億円～5億円 対人・対物共通(個人) 1事故 1億円 現金盗難(②のみ) 期間中支払限度額 10万円 経済的損失(③のみ) 期間中支払限度額 100万円	(重複しない)	この制度は、ボラ ンティア団体が負 う賠償責任が対 象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
			傷害	在宅福祉サービス、地域 福祉サービス、居宅サー ビス事業、居宅介護支援 事業中または活動場所へ の往復途上でサービス提 供者自身が被った傷害	死亡・後遺障害 1名 410万円～1,080万円 入院給付 1日 3,100円～ 8,000円 通院給付 1日 2,000円～ 5,000円	(重複しない)	
送迎サービス 補償制度	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	傷害	①サービス利用者が送迎 サービス事業実施主体の 管理下中に被った傷害 ②送迎サービス実施主体 の特定した自動車に搭乗 中に被った傷害	① 死亡・後遺障害 345,2万円 入院給付 3,400円 通院給付 2,200円 ② 死亡・後遺障害 351,5万円 入院給付 4,000円 通院給付 2,600円	(重複しない)	
社会福祉施 設総合損害 補償制度	(社)全国社会福祉協議会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	①設備の不備・欠陥によ る事故 ②職員の管理・指導ミスに よる事故 ③提供した飲食物による 事故	対人 1名 2億円 1事故 10億円 (医療事故) 1億円 (年間3億円)	①②③④⑤⑥⑦ (重複しない)	この制度は、加入 した社会福祉施 設が負う賠償責 任が対象です。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
			賠償	④訪問して行う介護、入浴、家事、支援などのミスによる事故 ⑤一時的に管理する利用者・第三者の財物損壊・盗難などの事故 ⑥表示行為などによる人格権侵害 ⑦居宅介護支援事業に起因して生じた身体・財物事故を伴わない経済的損失 ⑧医療事故(オプション) ⑨個人情報漏えい(オプション)	対物 1事故 2,000万円 受託・管理財物(⑤のみ) 200万円(現金は20万円) 人格権侵害(⑥のみ) 1名・1事故 年間支払限度額 1,000万円 経済的損失(⑦のみ) 1事故 年間支払限度額 1,000万円 個人情報漏えい(⑨のみ) 年間支払限度額 3,000万円～1億円	①②③④⑤⑥⑦ ⑧ (重複しない)	町村の所有する施設を地方自治法第244条の2第3項の規定により管理している場合、施設の運営上の責任は一部重複します。
			傷害 (補償)	①施設利用者が施設内(滞在型・通所型)において被った傷害、または施設送迎車搭乗中(この場合は運転手や同乗する施設職員も対象)に被った傷害 ②施設職員が就業中に被った傷害	死亡・後遺障害 1名 100万円～1,000万円 入院給付 1日 800円～8,000円 通院給付 1日 500円～ 5,000円	(一部重複)	この制度は、単なる施設利用者も対象です。本会保険は、町村の主権行事に参加者が対象です。
			労災上乗 せ補償	施設職員が被った労働災害について、政府労災保険の上乗せとしての支給	死亡 1名 1,200万円 後遺障害 1名 20万円～ 1,200万円 休業補償 1日 3,000円	(重複しない)	
水道賠償責任保険	(社)日本水道協会 (三井住友海上火災保険)	4/1	賠償	①水道施設の所有・管理上の瑕疵による事故 ②水道により供給した水により生じた事故 ③既設の水道施設の補修、修理中の事故	身体・財物共通 1事故 1億円～5億円 ※免責1事故5万円もしくは免責なし	①(重複) ②(重複) ③(一部重複)	③について、本会保険は業者に委託した修理等の場合は対象外です。ただし、町村が発注者として責任を負う場合は対象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
下水道賠償 責任保険	(公社)日本下水道協会 (損害保険ジャパン日本興 亜)	4/1	賠償	下水道施設の所有・管理 の不備による事故	対人 1名 3,000万円～1億円 1事故 1億円～3億円 対物 1事故 2,000万円～3,000万円 ※免責1事故1万円もしくは免責なし	(重複)	
病院賠償責 任保険	(社)全国自治体病院協議会	4/30	賠償	①病院の開設者または使 用人の医療行為による、 病院開設者の負う賠償責 任 ②病院施設の使用・管理 上のミスによる事故 ③病院施設の提供する飲 食物による事故	対人 (①医療行為) 1事故 1,000万円～2億円 年間 3,000万円～6億円 (②病院施設③飲食物) 1名 1,000万円～2億円 1事故 6,000万円～40億円 対物 (②病院施設③飲食物) 1事故 100万円～4,000万円	(重複しない)	この制度は、医療 施設および医療 行為が対象です。 本会保険は、医 療施設および医 療行為は対象外 です。
			賠償	医療行為による、勤務医 師個人が負う賠償責任	1事故 100万円～2億円 年間 300万円～6億円	(重複しない)	本会保険は、医 療行為は対象外 です。
防火・防災訓 練災害補償 等共済制度	(財)日本消防協会	4/1	賠償	防火・防災訓練に際し、運 営の過失により参加者が 被った賠償事故	死亡 1名 5,000万円 傷害 1名 500万円～5,000万円	(重複)	この制度の対象と なる賠償事故は、 その超過分が本 会保険の対象と なります。
			補償	防火・防災訓練に際し、参 加者が被った傷害	死亡・後遺障害 1名 70万円～700万円 入院補償 1日3,500円 通院補償 1日2,500円 休業補償 1日3,000円	(重複)	補償保険は、本 会保険と併給され ます。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
児童安全共 済制度	(財)児童健全育成推進財団 (損害保険ジャパン日本興 亜)	5/1	賠償	①児童館施設・設備の所 有・使用・管理の瑕疵によ る事故 ②児童館が児童に対して 行う指導業務上の過失に よる事故 ③児童館が保育児童等に 提供した飲食物の事故	対人 1名 3,000万円～9,000万円 1事故 1億円～3億円 対物 1事故 500万円～15,00万円 ※免責1事故 1,000円	①(重複) ②(重複) ③(重複)	
			傷害 (補償)	児童や母親など来館者が 児童館において、もしくは 児童館の指導の下に児童 館外で活動中に被った傷 害	死亡・後遺障害 1名 100万円～300万円 入院給付 1日 750円から2,250円 通院給付 1日 500円から1,500円 療養給付 30日以上の場合 1万円～3万円	(一部重複)	この制度は、単なる施設利用者も対象です。本会保険は、町村の主催行事に参加者が対象です。
医療等保健 福祉事業賠 償保険制度	株式会社日本病院共済会 (損害保険ジャパン日本興 亜) ※全国市町村保健活動協議会解散 に伴い、(株)日本病院共済会へ制度 移行	5/1	賠償	①施設の欠陥や設備の管 理ミスによる事故 ②名誉毀損、プライバ シーの侵害等人格権の侵 害による事故 ③食中毒事故	対人 1名 1億円 1事故 2億円 対物 1,000万円 ② 1事故 500万円 ③ 年間限度額 1億円 ※免責1事故 1,000円	①(重複) ②(重複) ③(重複しない)	この制度は、医療施設が加入する制度です。本会保険は、医療施設は対象外です。
			医師賠償	当該事業の医療行為上の 過失による事故	対人 1事故 1億円 年間 3億円	(重複しない)	本会保険は、医療行為は対象外です。
			傷害 (見舞)	①機能訓練参加中に被った 傷害。家族による介護 も登録している場合は対象 ②日々雇用・アルバイト等 の保健士、看護士、PT、 OT等が業務遂行中に 被った傷害	①死亡・後遺障害 1名 300万円 入院給付 1日 3,000円 通院給付 1日 1,000円 ②死亡・後遺障害 1名 800万円～2,400万円 入院給付 1日 6,000円～15,000円 通院給付 1日3,000円～10,000円	①(重複しない) ②(重複しない)	この制度は、機能訓練参加者等が対象です。本会保険は、町村の主催行事の参加者が対象です。

保険等の名称	保険契約者 (引受保険会社)	契約始期	保険種目	てん補内容	保険金額	本会の総合賠償 補償保険との重 複関係	備考
スポーツ安全 保険	(公財)スポーツ安全協会 (東京海上日動火災保険)	4/1	傷害	4名以上の団体の構成員 が団体活動中(スポーツ 活動、文化活動、ボラン ティア活動、地域活動、指 導活動など。往復途上含 む)に被った傷害。突然死 に際し親族が負担した葬 祭費用	死亡・後遺障害 1名 2000万円～3,000万円 入院給付 1日 4,000円 通院給付 1日 1,500円 葬祭費用 180万円限度	(一部重複)	この制度は、加入 したスポーツ・ボラ ンティア団体等の 活動が対象(学校 管理下は対象外) です。本会保険 は、町村主催の 行事が対象です。
			賠償	5名以上の団体の構成員 が団体活動中(スポーツ 活動、文化活動、ボラン ティア活動、地域活動、指 導活動など。往復途上含 む)に他人にケガをさせたり 他人の物を壊した事故	対人 1名 1億円 1事故 5億円 対物 1事故 5億円	(重複しない)	この制度は、加入 した団体が負う賠 償責任が対象で す。 本会保険は、町 村の負う賠償責 任が対象です。
自治会活動 保険 (団体契約で はない)	(損害保険ジャパン日本興 亜)		賠償	自治会の施設、活動、行 事に起因する偶然な事故	対人・対物共通 1,000万円～1億円	(一部重複)	この保険は、加入 した自治会の負う 賠償責任や、自 治会が主催する 活動が対象です。 本会保険は、町 村が負う賠償責 任や、町村主催 の行事が対象で す。
			傷害	住民が自治会活動に従事 中、参加中に偶然な事故 により負傷又は死亡した 場合	死亡・後遺障害 100万円～1,000万円 入院給付 1日1,000円～5,000円 通院給付 1日 500円～2,500円	(一部重複)	
			傷害見舞 費用	住民以外の自治会住民の 親族および自治会活動招 待客が、自治会活動に従 事中または参加中に偶然 な事故により負傷(8日以 上入院)または死亡また は後遺障害を被った場合	1名 10万円	(一部重複)	
			費用	開催地の降水(雨・あら れ・雪など)により屋外で の自治会活動、行事が中 止または延期となった場 合	損失となった費用損害のうち70%を支 払う(50万円限度)	(重複しない)	